

住民税務課・住民生活課 からのお知らせ

支所 民生チーム 16 0994-25-2511

■家庭用生ごみ処理機の購入費用を一部補助します!

家庭用生ごみの減量化と堆肥などへの資源化を促進するため家庭用生 ごみ処理機の購入費用の一部を補助します。

対象となる機器は、町内の店舗で購入した電気式生ごみ処理機で、補助 額は購入費用の2分の1または30,000円のいずれか安い額です。補助を 受けられる人は、町内に在住する町税等に滞納のない人です。



なお、処理後の生ごみは、今までと同じように生ごみ袋に入れて出すか、燃やせるごみと一緒に出して も構いません。

補助金には限りがありますので、申請される方は早めに住民税務課までお問い合わせください。

■ 合併浄化槽設置に対し補助金交付制度があります!

町では、合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、費用の一部を補助金として交付いたします。設置前 にお問い合わせください。

各人槽に対する補助金は、表のとおりです。

| 人槽区分 | 新 設 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(*) | |
|--------|----------|---------------------|--|
| 5人槽 | 432,000円 | 532,000円 | |
| 6~7人槽 | 514,000円 | 614,000円 | |
| 8~10人槽 | 648,000円 | 748,000円 | |

- (注) 農業集落排水整備事業の実施区域は、対象外です。
- (注)補助金は予算の範囲内で実施します。予算額に達した場合で終了となりますので事前にご確認をお願 いします。
- (*) 単独処理浄化槽を完全撤去した場合に 100,000 円の上乗せとなります。



保健福祉課・住民生活課 からのお知らせ

本庁 保険衛生チーム Tel 0994-22-3044 支所 民生チーム 1 0994-25-2511

■ 国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

●入院時の一食あたりの食費を改定します

国民健康保険・後期高齢者医療保険では、被保険者が入院したときの、一食あたりの食費を改定すること となりました。

平成28・29年度の改定内容は表のとおりです。

【入院したときの食費の改定内容】

| 区分 | | 1 食あたりの食費 変更前 | 1 食あたりの食費 変更後 (平成 28 · 29 年度) |
|------------------------|-------------------|-------------------------|--|
| ①一般 (②、③以外の方) | | 260円 | 360 円※ |
| ②低所得者 II (住民税非課税世帯) | 入院日数が 90 日以内 | 210円 | 210円 |
| | 入院日数が 90 日を超える | 160円 | 160円 |
| ③低所得者 I (住民税非課税世帯) | | 100円 | 100円 |

[※]国が指定する難病患者の負担額は260円に据え置かれます。

[※]平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として260円に据え置かれます。